

# 老朽危険空き家等の除却事業を支援します



◇目的◇ 老朽危険空き家等の除却工事を行う方に、その工事費用を補助し除却を促進することで、周辺の市民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図ることを目的とします。

◇制度の内容◇ 「大分市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付要綱」に定める次の要件などに該当する場合に補助します。

◇補助の対象となる建築物は？

大分市内にある空き家で、その周辺の住環境等を悪化させている不良住宅等（木造及び鉄骨造に限る）のうち、不良度の評定点（※1）が100点以上を対象とします。

（※1）評定点の判定は、判定基準に基づき、市が現地調査により実施します。

◇補助の対象者とは？

・建築物の所有者若しくは所有者の相続関係者で、法人を除く。

◇補助要件は？

- ・市税の滞納がないこと。
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ・暴力団員若しくは密接な関係を有していないこと。（申請者及び施工業者）

◇補助の対象経費は？

- ・対象建築物の除去及び除去に係る廃材の運搬及び処分に要する経費
  - ・門扉、塀、立木等の撤去に要する経費
- ※家財等の処分費は補助の対象になりません。

◇補助対象経費◇

補助金の額は、除却に要する補助対象経費の1/2以内の額または、市の定める額のいずれか小さい額とし、1つの敷地に関して100万円を限度とします。

なお、補助金は、予算の範囲内において交付いたします。

！注意事項！

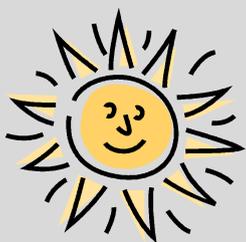
補助金交付決定前に、除却工事に着手した場合は補助の対象とはなりません。

◇「事前調査申請」が必要です！

補助金交付申請にあたっては、あらかじめ補助対象要件等の判定のため事前調査申請を行っていただきます。（令和6年6月3日受付開始）

※1「事前調査申請」では補助対象要件などの確認を行います。建物位置図・現況写真・建物登記簿謄本等をご持参ください。その後、不良度判定のため現地確認を行います。

※2 家屋を解体し更地にすると、住宅用地の特例が外れ、固定資産税及び都市計画税が高くなる場合があります。

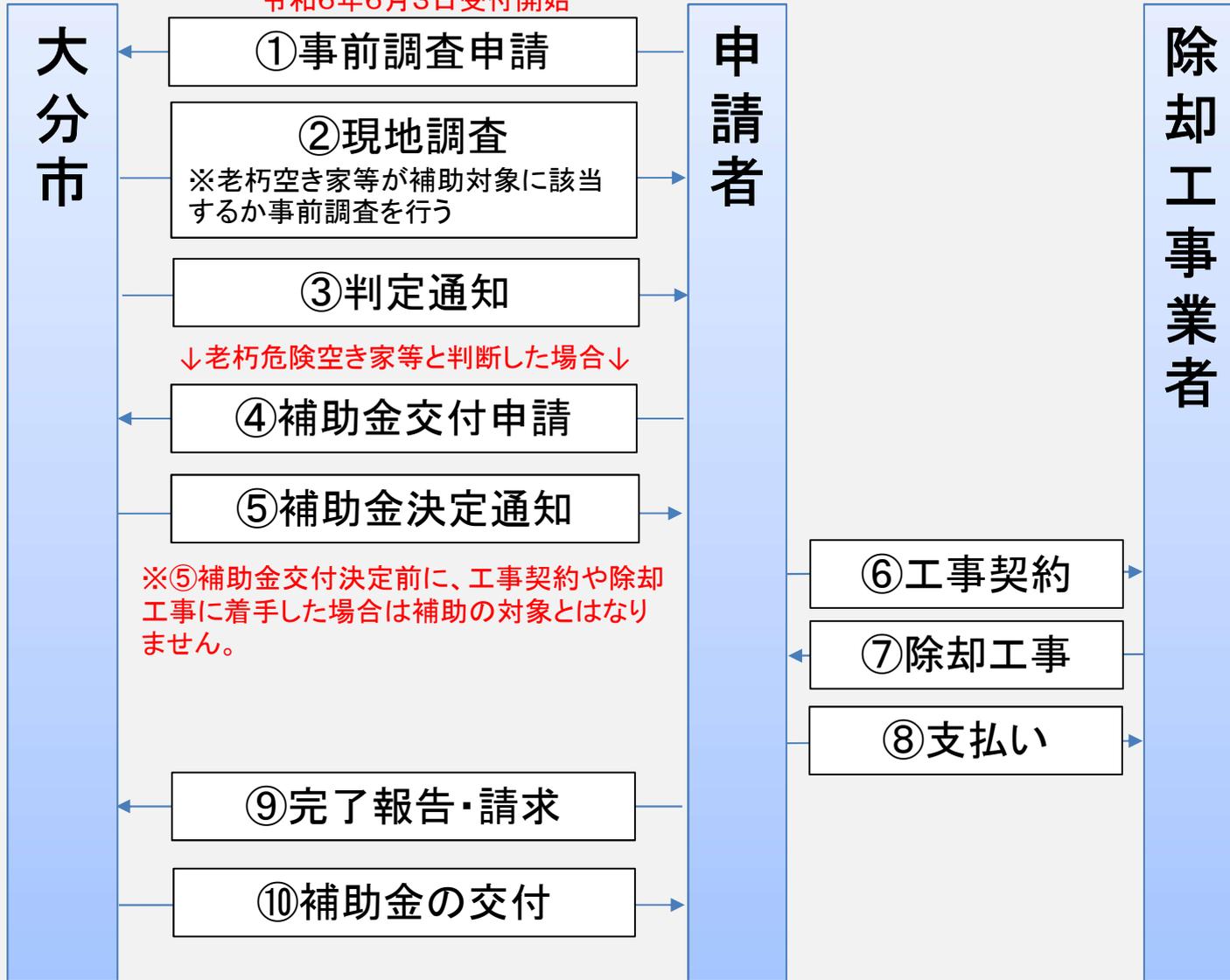


（申請・相談窓口先）  
大分市 土木建築部 住宅課（本庁舎6階）住宅活用担当班  
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号  
電話番号 097-585-6012（直通）  
FAX 097-536-5896  
Eメール jyutaku@city.oita.oita.jp



# 補助金の手続きについて

令和6年6月3日受付開始



※併用住宅の場合、別途協議が必要になる場合があります。

除却工事業者は次のいずれかに該当する必要があります。

1. 建設業法上の許可(土木工事業)を受けていること。(※1)
2. 建設業法上の許可(建築工事業)を受けていること。(※1)
3. 建設業法上の許可(解体工事業)を受けていること。(※1)
4. 建設リサイクル法の登録(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録)を受けていること。(※2)

※1 国土交通省のホームページの「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」で確認できます。

※2 大分県のホームページの「解体工事業者一覧表」で確認できます。



## よくある質問

敷地内に母屋と納屋がありますが、母屋のみでも対象になりますか？

建築基準法上の敷地内の建物を全部除却し、更地になった場合、補助の適用となります。建物が残っている場合は対象になりません。

どのような空き家が対象になりますか？

主となる建物が、木造および鉄骨造で、土台、柱、外壁等の腐朽・破損、屋根は著しく変形したものなどであり、かつ周辺環境を悪化させている不良住宅が対象となります。